

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき 次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づき、事業を実施すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 幼保連携型認定こども園 <u>幼保連携型認定こども園の学級の編制</u>、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）</p> <p>ニ (略)</p>	<p>第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき 次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づき、事業を実施すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 幼保連携型認定こども園 <u>幼保連携型認定こども園の学級の編成</u>、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）</p> <p>ニ (略)</p>

四 (略)

第三十六条の三十六の二 法第三十四条の十五第三項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を確認した結果、当該家庭的保育事業等を行う者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

② (略)

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児

四 (略)

第三十六条の三十六の二 法第三十四条の十五第三項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を確認した結果、当該家庭的保育事業等を行う者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

② (略)

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 一日に保育する乳幼児の数(次に掲げるものを除く。)が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児の数

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児

ハ 第一条の三十二の二第一項に規定する組合（以下ハにおいて「組合」という。）が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児

ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児

ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児

ヘ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

ト 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児

チ 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児

二 半年を限度として臨時に設置される施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児の数

ハ 第一条の三十二の二第一項に規定する組合等（以下ハにおいて「組合等」という。）が当該組合等の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は組合等から委託を受けて組合等の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児の数

ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児の数

ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児

（新設）

ヘ 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

ト 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

二 半年を限度として臨時に設置される施設

三 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 開所している時間
- 二 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 三 届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 四 入所定員
- 五 届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間を八で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- 六 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 七 法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 八 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 九 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十 提供するサービスの内容に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた保護者が当該サービスの利用を目的として電子メ

三 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 開所している時間
 - 二 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - 三 届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数
 - 四 入所定員
 - 五 届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間を八で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
 - 六 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- （新設）
- 七 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - 八 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- （新設）

ールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第四十九条の七第十四号において同じ。）を利用して当該情報を伝達する設置者と相互に連絡することができるようにする方法（当該設置者のウェブサイトを利用する方法を除く。同号において同じ。）を用いようとする設置者にあつては、当該情報を公衆に伝達するための電気通信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号（同号において「送信元識別符号」という。）

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制

十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定			
十一 法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況			
十二 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額			
十三 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容			
十四 提供するサービスの内容に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた保護者が当該サービスの利用を目的として電子メールその他の電気通信を利用して当該情報を伝達する設置者と相互に連絡することができるようにする方法を用いようとする設置者にあつては、当該情報を公衆に伝達するための電気通信の送信元を識別するための送信元識別符号			
十五 その他施設の管理及び運営に関する事項			
第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。			
(略)			
(略)			
(略)			

十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定 (新設)			
十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額			
十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 (新設)			
十三 その他施設の管理及び運営に関する事項			
第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。			
(略)			
(略)			
(略)			

第三号様式 (別添)	(略)	第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十八第二項
	(略)	都道府県知事
	(略)	中核市の市長

第三号様式 (別添)	(略)	第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十一第二項
	(略)	都道府県知事
	(略)	中核市の市長